

つくば国際会議場中ホール 200・中ホール 300 舞台照明設備更新工事 仕様書

1 総則

本仕様書は、つくば国際会議場マネジメントグループが発注する、つくば国際会議場中ホール 200・中ホール 300 舞台照明設備更新工事（以下「本工事」という。）に適用する。

2 目的

本工事は、つくば国際会議場 中ホール 200 及び中ホール 300 に設置されている舞台照明負荷設備並びに調光装置に関わる設備について、経年劣化に伴い適正な維持が困難となった既存設備を、LED 照明器具及び制御システム等へ更新することにより、施設運用の利便性を確保し、併せて省電力化を図ることを目的とする。

3 工事概要

- (1) 工事名 つくば国際会議場中ホール 200・中ホール 300 舞台照明設備更新工事
- (2) 施行場所 茨城県つくば市竹園 2-20-3
- (3) 工期 契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで
- (4) 現場作業期間

中ホール 200：令和 9 年 1 月 20 日（水）～2 月 10 日（水）

中ホール 300：令和 9 年 2 月 2 日（火）～2 月 19 日（金）

なお、上記期間で作業完了が見込めない場合、事前に発注者と協議の上、許可される日時については現場作業を可能とする。

4 工事内容

- (1) 電気工事 本仕様書及び別紙特記仕様書に基づき、施工すること。
- (2) 舞台照明設備の更新工事

作業内容：既設機器の撤去及び新設機器の据付（一部修繕）

機器構成：別紙図面参照

※既存照明操作卓は既存改修（ソフトウェアの調整、部品、カラー液晶ディスプレイの交換）とする。

5 材料及び仕様

- ・本工事に使用する資材は、J I S 規格品及びメーカー標準品とする。
- ・同等品以上とする場合は、事前に監督員の承諾を受けること。
- ・既存設備（AV 卓等）からの信号によりシーン再生を可能とするなど、システム間の整合性を確認し、施工前と同等以上の機能が確保出来るように施工すること。

6 提出書類

(1) 提出書類

- ・契約時 現場代理人選任通知書、工程表、コリンズへの登録（現場工期期間）が確認できる書類

- ・完成時 工事完成通知書
- ・完成検査終了時 工事物件引渡書、請求書

(2) 成果物

- ・完成図書（竣工図）
- ・工事写真（工事着工前後、各工程着工前後の写真等）
- ・その他、発注者が必要とするもの

7 特記事項

- (1) 見積金額には、材料の運搬及び既存撤去材の処分費用、並びに作業に関して発生する養生、その他必要な経費を含むこと。
- (2) 仮設足場での作業等安全管理等関連法令遵守を徹底し、事故防止に努めること。
- (3) 発生材料の処理及び既存撤去材の処分に当たっては、関係法令に従い適切に行うこと。
- (4) 施工にあたっては、既設建物及び既設設備が損傷・汚損のおそれがある場合は、養生の上、十分に注意し施工すること。
- (5) 万一損傷・汚染した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、監督員に報告し、指示がある場合はこれに従うこと。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (6) 施工にあたっては、安全面に十分配慮するとともに、催事との調整を要するため、事前に発注者と打ち合わせを行ったうえで実施し、会議場の運営を妨げないようにすること。また、作業の実施にあたっては、騒音等の発生を最小限にするよう努め、会議場運営及び催事への影響を最小限にするよう努力すること。
- (7) 工事部外者が立ち入ることができないよう、表示を行うこと。
- (8) 作業範囲以外の室内、場所等には無断で立ち入らないこと。
- (9) 本業務に必要な資料のうち発注者が所有するものについては、受注者に対し提供又は貸与する。
- (10) 受注者は、作成する調査資料、発注者からの提供資料について、担当業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- (11) 工事中に知り得た情報は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならないこと。

8 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、次に掲げる文書等の規定に準拠するものとする。

ア 令和7年版公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）

イ 令和7年版公共建築工事標準仕様書（電気工事編）

ウ 令和7年版公共建築設備工事標準図（電気工事編）